

共同研究

市民意識の研究

— 実証的研究のための準備作業 —

真山一鍋 史格*

格**

目 次

第一部 序論	(真鍋)
I. 研究の目的	
II. 研究の方法	
第二部 「市民論」の諸類型	
—市民的エトスの探索—	(山田)
I. はじめに	
II. 〈市民〉という用語について	
III. 市民としての要件 —その1—	
IV. 市民としての要件 —その2：市民主義・市民運動—	
V. 市民としての要件 —その3：市民自治の構想—	
VI. おわりに	

第一部 序 論

I. 研究の目的

この研究の目的は、人びとが日常生活のなかで・社会にかかわるさまざまのことがらに関してどのような見方、考え方、感じ方、行動の仕方をしているかということをとらえることにある。この研究は以下に述べるような「現実的要請」と「理論的要請」に応えるものである。

まず「現実的要請」については、そもそも社会科学の使命は社会的現実を説明し、その諸問題の解決に資するという点にあることを確認しておかなければならない。M. Weber のいうように「『時代における人間性の運命如何』という問い合わせこそが社会学的思考の成立をささえるものである¹⁾」と

いう指摘は、このような考え方と軌を一にするものといえよう。

さて、このような意味において市民意識の研究への現実的要請がどこにあるかというと、それは、市民意識という概念自体が「市民」と「意識」という二つの異なる概念の複合概念であるところから、つぎの二つの側面から出てくると考えられる。

(1) 市民という点についていえば、これはそもそも市民という概念が近代市民社会の成熟とともに形成された「近代的人間類型」としての「歴史的」概念であり、「規範的」概念であるということを考えるならあきらかであろう。このような理念型としての「市民」の実質的内容は、たとえば E. H. Carr が『新しい社会』のなかで提示した近代民主主義をささえた特性である「善悪を決定する良心」「利害の根本的調和」「合理的な討論」などを持っている人びとであるといえよう²⁾。

社会の激動にともなってこのような実質的内容には大きな修正が必要となってきたが、社会が何らかの望ましい「市民像」を要求し続けていることは変わりはない。いや、「地域主義」とか「地方の時代」という言葉がさかんに使われ、地方自治の価値が再評価されるようになってきた現在にあっては³⁾、従来よりもなお一層あるべき市民像の探究が重要な課題となっているともいえるのである。このようにして市民意識の研究者も、その実質的内容の如何にかかわらず、つねに何らかの実践的関心を心にとどめておかざるを得ないのである。それは丸山真男のつぎのような指摘ともかかわる実証的研究における重要な問題意識といえる。「どんな『客観的』な精密な分析も根底に『良

* 関西学院大学社会学部教授

** 関西学院大学大学院法学研究科博士課程

き社会と政治』の問題意識にささえられていないとニヒリズムに転落するか、さもなければ自分の伝統的に所属する文化や体制の価値体系に無批判的ヨリかかる結果になる⁴⁾。」

(2) 意識という点についていえば、ここでの実践的課題は、人びとの「意識革命」というところにある。筆者はかつてつぎのように述べたことがある。

「社会という言葉は日本人にとって馴染にくい言葉である。それはいかなる理由によるのであろうか。これは単なる言葉の詮索に終るのではなく、21世紀に向っていかにしてよき社会を実現していくかという実践的課題の探究にもつながる。よき社会を実現するためには何よりもまず『意識革命』が必要であり、その意識革命にもとづいて、現実の『社会的』経験を豊かにすることが望まれる。その戦略的地点こそが『地域社会』である。地域社会でのシヴィク・トレーニングを通して地域社会を同化すべき対象として実感することができるようになったとき、われわれははじめて本当の意味で『社会』をもつに至ったということができるであろう。このような共同意識の実感は『地域社会』から『国家社会』、さらに『国際社会』へと着実な広がりを展開していくであろう⁵⁾。」

つぎに「理論的要請」については、何よりも市民意識——広く住民の「社会意識」「政治意識」「生活意識」などを含めて——の個別的調査研究がさかんに実施されるようになり、かなりの実証的データの蓄積が見られるようになってきたということと、市民意識の研究のための理論的枠組の構築もかなり進展してきているということを指摘しておかなければならぬ⁶⁾。しかし、それにもかかわらず、あるいは、それ故にといるべきかもしれないが、両者の統合についてはいまだ十分な成果があげられているとはいえない。いまでもなく、科学の発達はモデルとデータとの相互作用によつてもたらされる⁷⁾。そこで、理論的枠組と実証的データの統合をどのように計るかということが今後の重要な課題となってくるのである。

さて、われわれの調査研究は「理論」と「実践」の両方に貢献しうるものと考えている。この点については A. N. Whitehead のつぎの指摘を深く吟味するべきものとして掲げておこう。「科学は

二つの源——実践的な源と理論的な源を持つ河である。実践的な源とは予定の目標を達成する方向にわれわれの行為を導こうとする願望であり、理論的な源とは理解しようとする願望である。わたしは、どんな意味でも、その一つの源が他のそれと比べてより高尚であり、また本来、より興味があるとは考えていないことを力説しておきたい⁸⁾。」

II 研究の方法

(1) 研究フロー・チャート(流れ図)の作成

研究の目的のところで述べたような問題関心(原問題)から出発して具体的な戦略的問題を選ぶまでのプロセス(手続き)は、つぎのようなフロー・チャートに示される。

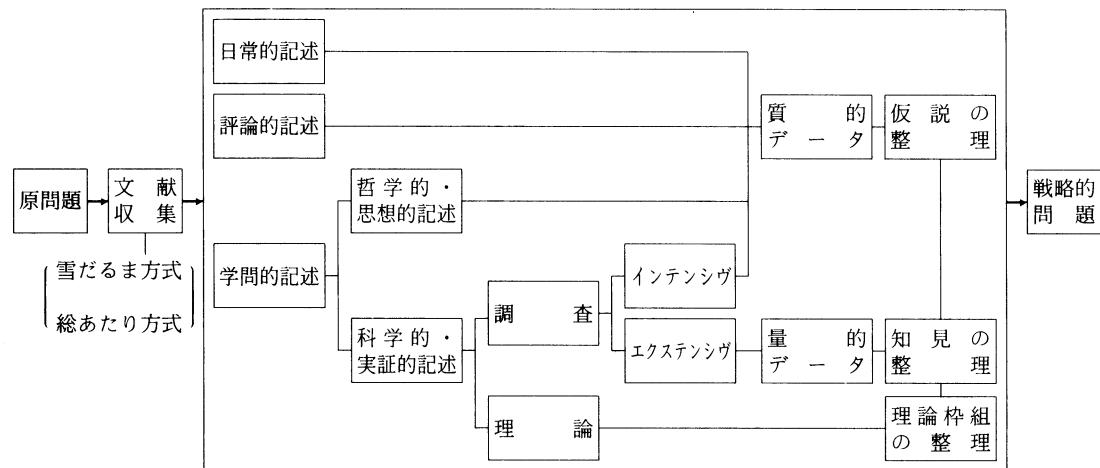
このようなフロー・チャートが作成された背後には、社会調査についての基本的な考え方があつてのことであるが、ここではとくに今回の研究の方法論上の特色という点からつぎのことを述べておきたい。

①研究は文献研究から出発するが、その場合、文献をその「認識様式」——「認識内容」ではなく——にもとづいて、「日常的記述」「評論的記述」「哲学的・思想的・歴史的記述」「実証的記述」「理論的記述」に分けた点である。まず、「日常的記述」には市民のあり方、共同意識、住民組織などに関する新聞の投書や広く庶民に共感され受け継がれてきたことわざなどがある。「評論的記述」としては、ジャーナリズムにあらわれるさまざまな論説や評論、とくに近年利用価値の高まっているものに各種の日本人論がある。また「哲学的・思想的・歴史的記述」としての市民(意識)論がかなり出版されていることも忘れることができない。さらに、「実証的記述」というのは、市民意識に焦点を合わせたさまざまの意識調査のデータ⁹⁾を意味しており、「理論的記述」というのは市民意識の研究の理論的枠組である。

②これらさまざまの文献の内容を統合することから戦略的問題の導出が試みられるが、その場合、まずそれぞれの文献内容がデータの特性という点から「質的データ」「量的データ」「概念・理論枠組」に分けられ、その上で統合が試みられる。

(2) 文献と資料の収集

これらの文献の収集は「日常的記述」を除いて



(注)ここで雪だるま方式と呼ぶのは文献研究の伝統的なテクニックであり、既存の文献目録やよく知られた文献をまず手がかりとして、これらの文献にあげられている他の文献に当たるというように、つぎつぎに雪だるま式に文献を、もうこれ以上づけても成果はないといわかるところまでたぐって行くという方法である。また総あたり方式と呼ぶのは『社会学評論』とか『年報社会心理学』などの学会誌あるいは各大学の紀要とか研究雑誌を過去5年間、10年間という期間をくぎってその期間内に課題に関連をもつ論文が掲載されているかどうかを探索したり、出版年鑑などを手がかりとして、ある期間内の出版物のうちから課題に関連する文献をすべてとり出したりする方法である。

「雪だるま方式」と「総あたり方式」によって行なわれる。なお「日常的記述」については、ここでは①新聞投書と、②ことわざ、を分析の対象として用いることを計画している。

(3) 新聞投書の内容分析

新聞の投書ではさまざまの問題が取り上げられている。ここでは市民意識——広く住民の「社会意識」「政治意識」「生活意識」などを含めて——にかかわる新聞投書の内容分析を試みる。その場合の分析項目は、①関連投書の頻度分析、②主題分析、③シンボル分析、④ステートメントの主体・(パーシーバー)の分析、⑤ステートメントの対象の分析、⑥ステートメントの内容の分析、などとなるであろう。

(4) ことわざの内容分析

これまでいわゆる「日本人論」においてもしばしば日本のことわざや格言が取り上げられて、そこから日本人の価値意識に関する諸命題が導びき出されてきた。ところが、それら「日本人論」で取り上げられることわざや格言がどういった基準で選択されているかについては疑問が残る。そこで杉本良夫とロス・マオアは、創元社編『ことわざ・名言事典』(1978年)の末尾に収録されている「イロハかるた」を日本人の価値意識の計測資

料として利用し、96句のかかるたの分類評定を行なっている¹⁰⁾。また柴原恭治は240におよぶ日本のことわざを取り上げ、評定尺度法を採用して50代の男女と20代の男女、約400名の被調査者にそれぞれに対してポジティブな評価をするか、それともネガティブな評価をするかを調査している¹¹⁾。これらの実証的研究を踏まえて、ここでは、さらにインテンシヴな内容分析を計画する。いうまでもなく、日本のことわざのなかに日本人の市民意識や社会観がどのように結晶化しているかを探るのがここでの中心的な目的である。

(5) 社会科学的エッセイの内容分析

日本においては、現在、ジャーナリズムに乗ることによって、さまざまの社会科学的エッセイが生産されている。これはジャーナリストック・アカデミズムと呼ばれることがある。これらの社会科学的エッセイのなかで市民のあり方や意識という問題がどうあつかわれているかの内容分析を試みる。

(6) 日本人論の内容分析

日本では古くから「日本人論」がさかんであるが、とくに昭和40年代以後はそれが一種のブームになって現在まで続いている。最近の一つの特徴は外国人が日本や日本人をどう見ているかとい

う、外国人による「日本人論」が多く出てきたことである¹²⁾。ここでは、以上のような「日本での日本人論」と「海外での日本人論」を取り上げて、そこで日本人の市民意識や社会観がどのように描かれているかの内容分析を試みる。

(7) 哲学的・思想的・歴史的「市民（意識）論」の内容分析

この分析は市民意識という問題に対するいわば「演繹的接近」のための準備作業という意味を持っている。いまでもなく「演繹的接近」と対照的なものに「帰納的接近」がある。後者は通常の意識調査に見られるように、あるがままの「市民（=住民）」の、さまざまの社会的な事柄に関する考え方、見方、感じ方、行動の仕方を実証的にとらえようとするものである。これに対して前者では理念型としての市民のあり方が追求される。その場合の論理的な手続きは、おそらくつぎのようなものであろう。①政治（あるいは社会）体系のあるべき姿を想定し、②そのような政治（あるいは社会）体系を実現するための市民のあり方の要件を論理的に導き出し、③そのように演繹的に構成される理念型としての「市民像」を用いて、現実の市民の姿の問題点を分析する、というのがそれである。ここでは以上のようなあるべき姿の市民像を哲学的・思想的・歴史的文献を通して探ってみるのである。

(8) 市民意識に関する既存の社会（科）学的研究の系統的整理

社会科学上の諸記述——系譜研究を除くならば——を系統的に整理するための一つの方法は、それらを、R. K. Merton の用語でいえば、「概念」「仮説」「知見」「経験的一般化」「社会学的一般化（＝社会学理論）」という枠組¹³⁾を用いて整理して行くというものである。

(9) 戰略的問題領域の発見

ここで戦略的という場合、それは、既に述べたように「実践的な面」と「理論的な面」という二つの面から考えて、それが主張できるという意味を含んでいる。また、「理論的な面」については、これはさらに①現在までのところ未だに研究がなされないまで残されている問題領域に取り組むかどうかという側面と、②現在、実施しようとしている実証的研究が「社会学的一般化（＝社会学

理論）」の構築に対して貢献するかどうかという側面、の二つを含んでいる。

さて、以上に提案してきた(3)～(8)の研究課題は、それぞれ独立した研究としてそれ独自の価値を持つものに相違ないが、それらが一つの方向に統合されることによってさらにより大きな意義が見い出される。それは市民意識に関する「インテンシブな自由面接調査」と「エクステンシブな質問紙調査」の諸項目を設計する場合に(3)～(8)の分析結果が利用されるということである。ところで、(8)については暫くおくとして、(3)～(7)で取り上げたデータはいわゆる「質的データ」と呼ばれるものである。この二種類のデータの特性については、従来からさまざまの議論がある。しかし、これらがそれぞれお互いの持ち味を生かしながら統合されねばならないという点については合意があるといえよう。その具体的な方法には、つぎの二通りのものがある。

- ① 「質的データ」によって示唆された仮説を「量的なデータ」を用いて検証するという方法
- ② 「量的なデータ」においてとらえられた統計的な関連もしくは相関を「質的データ」を用いて意味づけし、理解するという方法

がそれである¹⁴⁾。

さらに、また、社会科学における観察の技術には「社会現象がそのうえに痕を残しているところの諸資料を分析する方法」と「社会現象を直接観察する方法」の二つがあるとされている¹⁵⁾。市民意識の研究という領域についていえば、前者には「内容分析」、後者には「質問紙調査（エクステンシブ）」と「自由面接調査（インテンシブ）」がある。既に述べたように(3)～(7)では内容分析の方法が用いられている。内容分析の方法は本来、「質的データ」を「量的データ」に情報変換する技法といつてもできる。内容分析の方法が「量的分析」と「質的分析」に区別されることもあるが、質的分析は「内容分析（content analysis）」というべきではなく、「内容評価（content assessment）」と呼ぶべきであるとされる¹⁶⁾のはこのためである。このような考え方を採用するならば、以上の(3)～(7)は「内容分析」というよりも「内容評価」というほうが相応しいかもしれない。つまり、(3)～(7)においては、さまざまの「質的データ」

の「内容評価」を通して市民意識に関する諸記述を「仮説」(=命題)の形で整理しておき、それらの仮説を「インテンシヴな自由面接調査」と「エクステンシヴな質問紙調査」を通して検証して行こうというのである。そしてそのような「質的データ」を仮説の形で整理する際には、「カード方式¹⁷⁾」と「KJ法¹⁸⁾」がきわめて有効な技術として利用されるのであり、実際の質問文の作成に当っては L. Guttman の Facet Design と Mapping Sentence の技法¹⁹⁾が威力を発揮するであろう。

さて、戦略的問題領域の発見のためには、(3)～(7)の分析結果が利用されるだけでなく、何といつても(8)の作業が重要な意味を持つことはいうまでもない。その作業に(3)～(7)の結果を加えて戦略的問題領域を発見するという方法を取る。

その具体的な方法はつきの通りである。

① (3)～(7)の結果から、市民意識を構成する諸要素（概念化——指標の立て方——の議論がかわってくる）を一覧表の形で整理する。

② (3)～(7)の結果から、市民意識に関する諸仮説を命題一覧表の形で整理する（仮説は二つあるいは二つ以上の変数——概念——の組み合わせで構成されているので、この作業は①の作業を踏まえて実施される）。

③ 市民意識に関する既存の調査研究で用いられた質問諸項目（操作的諸変数）を一覧表の形で整理する。

④ 市民意識に関する既存の調査研究の仮説・知見・一般化（質問諸項目間の関係の測定）を命題一覧表の形で整理する。

⑤ ①と③の対応表および②と④の対応表を作成する（これは「質的データ」と「量的データ」の対応表ともいえる）。

⑥ 市民意識に関する既存の理論研究の理論枠組をモデル一覧表の形で整理する。

⑦ これらのモデルを比較検討することを通して一つの統一的なモデルを作成する。

⑧ このモデルは、いわば「引き出し」の役割を果たすものであり、この「モデル」を用いて⑤の作業結果を整理する。

⑨ さらに市民意識に関する「実践的課題」というパースペクティヴに立って、以上の結果に再検討を加える。

⑩ 戰略的問題領域を確定する。

(10) **戦略的問題領域に対応する調査研究（①エクステンシヴな質問紙調査、と②インテンシヴな自由面接調査）の実施**

＜注＞

- 1) 田中義久「現代社会学における個人と社会」、E.A.ティリヤキアン『個人と社会』、解説論文、みすず書房、1971年、314頁。
- 2) E.H. Carr、清水幾太郎『新しい社会』、岩波書店、1953年。
- 3) この点については、増田四郎『地域の思想』、筑摩書房、1980年、磯村英一『地方の時代』、東海大学出版会、1980年、松原治郎『地域の復権』、学陽書房、1980年など多数の論述がある。
- 4) 丸山真男「政治学」「社会科学入門」、みすず書房、1956年、12頁。
- 5) 拙稿「社会観の変化を考える」、21世紀兵庫研究委員会『兵庫2030年われらの社会——直流社会から交流社会へ——』、21世紀ひょうご創造協会、1982年、71頁。
- 6) G.A.Almond and S.Verba, *The Civic Culture*, Princeton University Press, 1963, 石川一雄ほか訳『現代市民の政治文化』、勁草書房、1974年、白鳥令「政治文化の枠組による政治意識の多次元解析」「年報政治学—現代日本における政治的態度の形成と構造」、岩波書店、1970年、奥田道大「都市における住民組織と市民意識」蓮見音彦ほか編『社会学セミナー2 地域・産業』、有斐閣1972年、102-123頁、奥田道大「社会的性格と市民意識」倉沢進編『社会学講座5 都市社会学』、東京大学出版会、1973年、197-219頁などを参照されたい。
- 7) 関寛治『国際体系論の基礎』、東京大学出版会、1969年、353頁。
- 8) A.N. Whiehead, *The Aims of Education*, 1951, p.107, なお、訳文は R.K. Merton, 森東吾ほか訳『社会理論と機能分析』、青木書店、1969年、413頁によった。
- 9) 内閣総理大臣官房広報室編『世論調査年鑑』の各年度版の項目別索引の「市民意識」「住民意識」「社会意識」「政治意識」「コミュニティ意識」「生活意識」などの項を参照されたい。
- 10) 杉本良夫、ロス・マオア『日本人は「日本的」か——特殊論を超える多元的分析へ——』、東洋経済新報社、1982年。
- 11) 柴原恭治『ことわざの心理学』、黎明書房、1974年。
- 12) 野村総合研究所編『NRI レファレンス No. 2 日

- 本人論——国際協調時代に備えて——」、1978年を参照されたい。
- 13) R.K. Merton, 森東吾ほか訳『社会理論と社会構造』、みすず書房、1961年、79-93頁。
 - 14) 見田宗介『現代日本の精神構造』、弘文堂、1965年、167-183頁。
 - 15) M. Duverger, 深瀬忠一、樋口陽一訳『社会科学の諸方法』、勁草書房、1968年、93-94頁。
 - 16) B. Berelson, 稲葉千男ほか訳『内容分析』『社会心理学講座VII』、みすず書房、1957年。
 - 17) 梅棹忠夫『知的生産の技術』、岩波書店、1969年。
 - 18) 川喜田二郎『発想法』、中央公論社、1967年。
 - 19) S. Shye, (Ed.) *Theory Construction and Data Analysis in the Behavioral Sciences*, Jossey-Bass, 1978.

第二部 「市民論」の諸類型 —市民的エトスの探索—

I はじめに

本稿の課題は、理念型としての「市民」に関してどのような議論が出されているかを整理してみようということである。通常行われている市民の意識の調査は、あるがままの市民の、さまざまの社会的な事柄に関する考え方、見方、感じ方、行動の仕方を実証的にとらえようとするものである。すなわち、市民の意識の Sein の側面のみを扱ってきたわけである。これに対して、市民意識の Sollen の側面、規範的側面についての議論を市民の意識の調査に反映させることも可能であると思われる。

市民に関する規範的側面の分析を基にして、市民の望ましい態度・能力に関連する意識調査を行った例として、IEA (International Association for the Evaluation of Educational Achievement)による市民教育(Civic Education)の十ヶ国比較調査がある¹⁾。この研究はそれまでの政治的社会化研究に欠けていた当為(ought to)の側面を意識的にクローズ・アップしたものであった。そこでは、市民教育に関連する法令、公的文書、その他の規定の分析と教師用指導書、教科書、教授要目(course syllabi)の分析を規範的側面の議論の基礎にしていた。

本稿では、市民の意識の経験的調査に役立てるなどを念頭におきながら、次の作業を行うのが能率的ではないかと考える。すなわち、現在日本における市民意識の規範的側面に関する議論を市民論と呼ぶことにするならば、この市民論で述べられた市民のあるべき姿、理念型としての「市民」として期待される要件を整理するという作業である²⁾。その市民論には哲学的考察、歴史的考察、政治(学)的考察を、そしてまた、時機に応じた評論も含めて考えてよいと思う。本稿ではこれらの諸文献の中から代表的なものをとりあげ、整理し、大胆な分類を試みた。

II 〈市民〉という用語について

そもそも「市民」という用語自体が「日本国民にとっては新語であり、舶来語であり、借物」³⁾である。明治期にヨーロッパから、そして戦後アメリカ経由で輸入され、日本において「市民」ということばが日常用語になるためには、終戦後二十年以上の時日を要した⁴⁾のである。

それゆえ、「市民」という語は、①古代ギリシアのポリスにおける市民、②古代共和制ローマにおける市民権概念、③中世都市の市民、そして④市民革命の担い手たる市民といったヨーロッパの歴史の展開と深く結びついている。その意味でもたしかに「市民」はバタ臭く、庶民や常民に比べて土着性に欠けることばといえよう。

しかしながら、今日「市民」という用語を以上のような歴史的概念として（特にブルジョアとしての意味で）のみ用いているわけではない。市役所において、住民票や戸籍簿などの事務を処理するセクションを市民課とよんだり、市の広報車が「市民の皆様…」とよびかけながら走ったりするように、○○市の住民を市民と呼ぶこともある。あるいは市民の意識調査という場合の「市民」は、政治的エリート以外の日本社会に住む、国政に参与する地位をもつすべての人を指しているように思われる。そして「市民」ということばが頻繁に使用されるようになった1960年代以降は、市民運動、市民参加といった用語との関連で「市民」が多く用されるようになったといえよう。勝田吉太郎が指摘するように、そこでは「反国家的、反資本主義、反体制的、革新的といった含蓄をもつ言葉」

としても「市民」が用いられ始めたようである⁵⁾。この時点での、より特定して云えば久野収の「市民主義の成立」が書かれた1960年以後の、「市民」という用語は、「人民」という用語との対比を鋭く意識して用いられたものであった。すなわち、「人民」概念には前衛の指導の下に、組織の一員として、指令により動いていく行動主体というニュアンスがある。そして、その行動目標はあくまでも革命であり、権力奪取による体制の全面的変革である。「人民」との対比において、「市民」は、個人の自由意思により動く、任意的な行動主体であり、その行動目標も、体制選択の問題にかかわるより、むしろ生活者の立場からした政治権力あるいは行政に対する抵抗である。すなわち、すべてを体制の問題に還元して考えることへの、そして、組織内において指導者に従うだけの存在であることへの疑問および否定のニュアンスを「市民」はもっているのである。

更に、「市民」や「市民運動」が論じられねばならなかった背景に、戦後の日本社会を「大衆社会」として位置づけていった「大衆社会論」の影響のあることは見落せない。「大衆」とは、伝統的共同体における人間的絆から解放され、かつまた、あらゆるアソシエイショナルな結びつきも形成しえず「私」生活に閉じこもる原子化した存在であり、それゆえ、その存在は不安定であり、自己を内より律する規範を形成しえず他者の反応を伺いながら行動する他者志向型人間であると説明される。それゆえ、「大衆」は容易に世論操作による大衆動員を受けやすく、過激な情緒的反応を示しやすい存在である。「市民運動」は、このような情緒的大衆がファシズムになだれ込むことを防ぐために機能するものとして期待されたのであった。

このような「大衆」に対する「市民」は、50年代には、西欧近代の市民社会から理念型を抽出するという手続きにより理解されていった。(これを第一のタイプの「市民論」と呼ぶことにする。)このような理念としての「市民」のとらえ方に對して、情念や生活様式としてとらえられた民衆、「共同体に埋没し、政治から疎外されていたからこそ政治に無関心」であるような常民の視点からの批判が出されてくる。60年代の「市民運動」の

中で論及された「市民」とは、多少ともこれらの批判を踏まえた上で、日本の社会的実態の中から日常的市民運動の担い手たるべき「市民」の理念型を抽出していくこうとするものであった。(これを第二のタイプの「市民論」と呼ぶことにする。)

そして、第三のタイプの市民論はおそらく、第一のタイプと第二のタイプの市民論をつなごうと試みたものと位置づけうるものと考えられるのであるが、政策形成者としての「市民」の理念型を追求したものである。

以下の各節において、これら三つのタイプの「市民論」のそれぞれにおいていかなる「市民」像が描かれ、「市民」たるべき要件としていかなるものが上げられているかを整理してみることにする。

III 市民としての要件 一その1—

第一のタイプの「市民論」の整理に入る前に、ここでとり上げる三つのタイプの「市民論」とは様相を異にする、「国家」の存在を前提として、その国家（政治体制）存続のためにその構成員たる「市民」は何を要求されるかという思考様式をとるものを2つ取り上げておきたい。

第一に、近代西欧社会において確立した代議制民主主義を前提として、そのような特定の型の民主主義を存続させるのに對して順機能を果たすような「市民」の要件に論及するものがある。アメリカにおいて「市民（公民）教育」として長らく考えられてきたものと同じタイプのものである⁶⁾。

日本では、戦前より公民教育について議論を開いてきた蠟山政道の議論をその一例として上げることができよう。彼は、戦後の民主主義体制を支えるような「民主主義的人間、すなわち責任心ある市民を育成」するためには以下のようないくつかの要件があるといふ。**第一に**、自由、平等、友愛や幸福の追求といった自然法的な第一原理が理解される必要がある。第二に、宣伝や煽動に動かされない自主的な責任ある考える能力や判断力が培われねばならない。そして、第三に、議会制度、選挙、多数決による議決法が理解されねばならない⁷⁾。

第二に、国家への懷疑、抵抗を「民主主義」や「自由」「人権」といった誰にとってもバラ色に見え

ことばと結びつけて、正当化することを批判し、運命共同体としての国家の危機存亡に際しては市民の生命を賭して戦うような愛国心の、国家による要請ないしは強制の側面を強調するタイプの議論がある。

勝田吉太郎の以下のような議論は、このタイプの一例であろう。勝田は、「市民」概念の原型を古代ギリシアに求める。そこでは「公民権をもち、投票をなし、行政官を選出し、あるいは自ら執政官や裁判官となるという政治的権利をもつ」ところの「市民」たる資格として、①「武器をもって祖国防衛の任にあたり、場合によっては国家のために一命を捧げる心構え」と②ポリスの公共的宗教の儀式に参加する義務を果たすことが上げられている⁸⁾。

このように古代ギリシアにおいては、市民は国家共同体のなかに埋没していたのであり、国家権力が容喙しえない独立自主の領域の存在を認めることはできなかった。この国家権力の触れるることのできない人権の保障を求め、人間の個人人格としての自覚の承認を求めるのが、近代自由主義思想である。近代「市民」はこの点で古代の市民とは異なる性格を有するに至る。そして、国家権力は、人権に対する主要な脅威の源泉として警戒の眼でみられるようになるのである。しかしながら、近代においても、国家は危機存亡の事態に臨んでも、あくまでも技術的、実務的な国家にとどまるわわけはない。むしろ市民の生命を賭して戦うよう合法的に強制しうる存在として現われてくる。その場合、「国家は、価値的、祭祀的な側面を顯示し、運命共同体としての相貌を呈することになる。」⁹⁾のであり、「市民」たる資格として、共同体の危機に際して一命を捧げる心構えが現在でも要請されると勝田は論じている。

さて、いよいよ本論に入ることができる。前節で分類した第一のタイプの「市民論」の例として、民主主義を支える人間的基盤として、近代市民社会の成熟とともに出現する「近代的人間類型」として〈市民〉をとらえようとした大塚久雄および丸山真男の研究をここではとり上げることにする。

大塚久雄は、資本主義と市民社会を16世紀に始まり19世紀に完成させた近代ヨーロッパにおいて

て、その歴史的発展の主体的・基底的要因の決定的なものとしての特定の「人間類型」を深く考察している。彼にあっては、こうした「人間類型」の考察は単に歴史的事実の究明にとどまるものではない。むしろ日本社会においては未来に向けて実現すべき課題と認識されている。すなわち、日本社会の民主的再建は、「民衆が広く近代的・民主的な人間類型に打ち出されていなければならない。」¹⁰⁾のである。内面的自発性・市民社会特有の「公平」・近代科学成立の基盤たる合理性・「民衆への愛と尊敬」・名も無い民衆の日常的経済生活を深くも顧慮するところの社会的関心などが「近代的・民主的な人間類型」¹¹⁾に関連づけて述べられる。すなわち、「真に名も無き民衆を愛し尊敬し、また名も無き民衆自身が自己の人間的価値を意識しつつ、みずから社会生活とその秩序を築き上げ、かつ維持しようとするような民主的人間類型」¹²⁾を生み出すエートスこそが大塚にとっては究明されるべきものであり、彼はそのエートスを次のようなものと結論づける。すなわち、「個人の内面的価値を深くも自覚するところの、人間を人間として尊重するようなエートス」¹³⁾である。大塚は、また、そのエートスを内面倫理と外部倫理の区別と使い分けの消滅を、すなわち行為の一貫性を要求するものとして特徴づけている¹⁴⁾。

丸山真男が日本の軍国主義者の精神構造の分析において、鋭く西欧近代思想と対比させたものも、この個人の内面的価値の自覚の問題である。

丸山がまず注目したのは、「形式と内容、外部と内部、公的なものと私物なもの」の区別がなされ、「思想信仰道徳の問題は『私事』としてその主観的内面性が保証され、公権力は技術的性格をもった法体系の中に吸収された」¹⁵⁾ところの西欧近代国家の特色を、近代日本が示しえなかつことである。日本においては、国家権力は個人の精神の領域にまで介入し、また「国家的なるものの内部へ、私的利害が無制限に侵入」¹⁶⁾してしまった。こうした「倫理と権力の相互移入」¹⁷⁾が、軍国主義者の行動を決定する。「彼らに於る権力的支配は心理的には強い自我意識に基づくのではなく、むしろ、国家権力との合一化に基づく」¹⁸⁾のであって、「自由な意思決定者」として開戦を

決断することすらできず、それゆえ、「主体的責任意識の成立を困難ならしめた」¹⁹⁾のであった。こうした人間には、近代市民社会における作為の契機は認識されることなく、どこまでも「自然」の契機、「なる」・「である」の論理に基づいてしか行動できないのである²⁰⁾。このような人間と対照的な、「人格の内面的独立性」、および「個人個人の自発的な決断」を通じて国家を実現する「自主的人格の精神」を〈市民〉の条件として丸山は強調したといえよう²¹⁾。

このような主体的決断のできる自立化した人格が西欧近代において形成されるのは、伝統的な共同体の解体の過程を通じてである。しかし、伝統的共同体の崩解による「個人析出」は必ずしも自立化を促進するものではない。

丸山によると、戦後日本の共同体解体に伴う個人析出は、次のように特徴づけられる。

①私的欲求充足のみを求める、公共的領域への係わりを避けようとするか、あるいは、②大衆運動に動員されていくか、③「原子化」していくかのパターンが中心になる。更に、あらゆる個人析出のパターンの批判が、伝統的な人間関係への郷愁、「水いらず」の人間関係への固執の形をとることが指摘される。

「自立化」した個人析出が他のパターンと区別されるのは、①自発的結社形成により、隣人との連帯感が強いこと②自己強迫心理からする権威への服従から相対的に自由であること、この2面において説明されている²²⁾。

大塚・丸山の諸論から市民としての要件をまとめれば次のようなものになろう。

- 1 自己の内面的価値を深く自覚できること
- 2 ウチの倫理とソトの倫理の区別や使い分けなしに、自己の内面的価値に従って一貫した行動がとれること
- 3 自己の内面的価値に従って、自発的な決断ができること
- 4 自己の決断に対する明確な責任意識をもつことができること
(1～4が、いわゆる主体性の内容になると考えられる。)
- 5 人間を人間として尊重できること
- 6 隣人との連帯意識がもて、共通の問題解決

に対して結社形成的な反応を示すこと

ここでとり上げた大塚や丸山らは西欧近代化の歴史過程の中に〈市民〉のあり方の理念型を求め、個人の伝統的共同体における人間的絆から解き放たれ、新たに任意的な人間関係を形成しつつ自立していくことを、私的なものと、公的なものを明確に区別し、自己の内面を規律するものを自覚しているような理性的人間類型を市民のあるべき姿として追求していった。これに対して、共同体を否定するのではなく、むしろ共同体における「大衆」の心情・生活思想のより深い層にまで掘り下げていくことによって、そこに「自立」した人間の原型を求めるようとした吉本隆明、谷川雁、竹内好一いわゆる〈近代主義〉に対する〈民族土着派〉一や色川大吉らの批判が展開されたのは有名である。(また、大塚・丸山らが明らかにした「市民社会」関係の、日本の近代史の中での発展と挫折の過程をたんねんにフォローしようとしている金原左門の作業も重要である。)

これらの批判は、大塚や丸山が「市民」の形成に不可欠とした「共同体」の崩解・解体に異を說えるものである。アソシエーションナルな人間関係よりもむしろ、コミュナルな人間関係の形成に「自立化」の基盤を求めていこうとするからである。そして、人間の理知的な側面よりもむしろ丸山らがマイナスに評価する情動的側面、情念や心情をプラスに評価しようとするものである²³⁾。

更に、内面的倫理の確立した決断主体といった多分に高い教養に裏づけられた知識人にしか「市民」運動の担い手を求めることができないのかという疑問は、よりだらしのない、大衆文化と高級文化との妥協的な接合形態である中間文化の担い手たる中間層=市民層を肯定する立場からも出される。加藤秀俊の「中間文化論」はこの疑問を表現したものであった。労働者階級の立場に徹し切れず、さりとて知識人の立場もとれない市民層は、脅迫的劣等感に悩んでいる必要はないし、自己卑下する前に自分の果たしうる役割を誇るべきだとする楽観的見解がそこでは示された。この見解も、その後の市民運動に、市民が街頭にのり出すことに勇気を与えるものであった²⁴⁾。

N 市民としての要件 一その2；市民主義・市民運動一

60年安保をきっかけにして各地で展開された「市民運動」は、日本における市民の議論に新しい局面を切り開いた。それは論者によって多様な展開がなされたものであるが、ここでは久野・小田という実践にかかわった人の立場からの議論と、篠原・高畠による市民運動に関する政治学的な論述とをとり上げることにする。

「市民運動」の理論的自覚はまず久野収によつてなされた。それまでの政党や労組、その他の政治組織・団体の一員として、プロによって指揮された（あるいは知識人によって指導された）、あらかじめ決められた政治活動にアマチュアである大衆がはめこまれているのではなく、それまで組織にとりこまれたことのないような市民大衆が街頭＝通路に強烈な感情のベクトルを共通にして結集した運動の形態が注目される。つまり、「それまでは政治とは無縁であると思われていた日常生活の場こそが政治の舞台である」²⁵⁾ことを明確に認識したことに、そして大衆のもつ感情の爆发力の大きさのポジティブな面にも目を向けていこうとしたことに、久野の功績がある。それゆえ、市民とは、「職業」を通じて生活をたてている“人間”という定義が出てくるのである。そして職業と地域を基盤にした生活者としての立場からの活動の組織化が論じられるのである²⁶⁾。

すなわち、“生活”から政治を考えるようになつてはじめて、市民は、市民的自由の権利主体としての自己を自覚し、政治権力がもつ人民を支配しようとする本質的性格に目ざめ、政治権力がその支配の方向にいこうとするときには抵抗の主体として立ち現われてくると久野は考えたのである²⁷⁾。

したがって、市民はあらかじめ決められた民主主義とは何であるかを、また、よき市民とは何であるかを学習していくのではなく、各人の生活を通じて、また運動への参加を通じて「自得」していくものとされる。それゆえ、市民主義は、①市民の役割をプロ政治家を選出することにとどめ、議会にすべての政策決定をゆだね、院外活動、大衆活動を邪道とみなすような議会主義とも、②前衛政党の指導の下に、その指令にもとづいて活動

することを要求する革命の論理とも対立するものであった²⁸⁾。

市民運動の特徴を「第1には、無党派であること、第2には、政治的野心を持っていないこと、第3には、24時間活動家ではなく、それぞれが職業をもつ生活人であり、いわば『パートタイマー』的参加者であること、第4には、組織の指令によってではなく、自発的に、そして経済的には『自腹を切って』参加していること」とした日高六郎の説明は、このことをよく表わしている²⁹⁾。

市民運動は、65年のペ平連の段階に入つてかなり様相を異にしてくる。ここでの代表的思想表現者は小田実であろう³⁰⁾。

小田は、市民運動を、国家権力という（更には企業や組織等の）「公状況」に対して「私状況」の主張をぶつけ、「公状況」の大義名分を自分に強いることをやめ、「まき込まれる」側の「タダの人」の都合をとことんのところまで押していき、そこから主張していくものだとした。そこではあらゆる組織の管理に対する抵抗が問題とされてくる³¹⁾。

小田はペ平連の指導原理は次の三つだと説明する。「第1のものは、自分のしたいこと、まだできることをする。第2は、言い出しひが率先してことを行う。第3は、他人のすることにとやかく文句を言わない。」³²⁾そこでは、政党、労働組合、「前衛」政党や組織の運動とは異なり、当為と必然の力でイデオロギーによって、行為のすべてががんじがらめにされることはない。「問題はきわめて具体的な、また個人的なことにじかに結びついた」、あくまでもひとりひとりの『私』によりどころをもつ運動である」ということになる³³⁾。

むしろこの運動への参加を通じて各個人がそのアイデンティティを確認することこそが重要とされるのである。それゆえ、もはやペ平連の市民運動は、「ふつうの市民」が気軽にパートタイム的に参加するものではなく、「ふつうの人間」であることに徹しようとする市民が、「生涯のもの」として背負わなければならないものに変わつていったわけである。しかし、このような「ふつうの人間」は、もはや管理社会的な職業的市民であることは難しくなる。むしろ、一般の市民感覚からすれば「ふうがわり」な人間になることは、高畠通敏が指摘するとおりである³⁴⁾。

表1

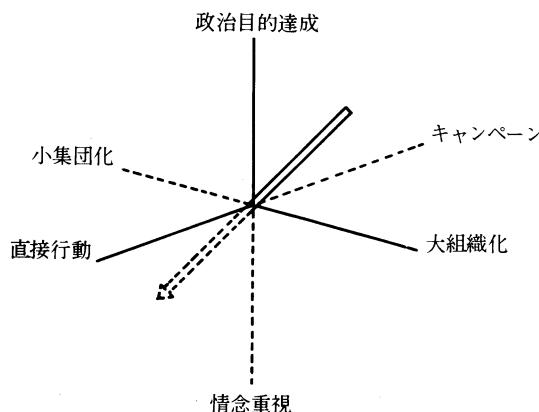
	市民運動の性格づけ	市民の定義	市民のあり様
久野	<ul style="list-style-type: none"> ・職場と地域を基盤にしたアマチュアによる国家への抵抗の運動 ・指導されない運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活者（職業人としての自覚をもっている人） ・市民的自由の権利主体 ・政治権力による人民支配・管理・統制に対する抵抗の主体 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活から政治を（管理を）考える 2. 権力を求めない 3. 無党派であり、自発的に自己の生活に根ざした行動をとる
小田	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの政治あるいは政治運動がかえりみなかつたり、いいかげんにしかとりくんでこなかった問題にむきあう運動 ・ほんとうの政治とはどのようなものか一人一人が自分で訊ねかけていく運動 ・「人間の都合」を押し進めていく運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立する人 ・タダの人 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自分のことは自分で決める 2. 「身にしみる」問題にとりくむ 3. 「身銭をきる」 <p>(4. 自己のアイデンティティの形成)</p>

また、この段階では、市民運動の基盤はたんに職業人とか生活者であるという現在的な条件にあるのではなく、もっと人間的なもの、自分と現体制とのかかわりあいにおける生き方の問題から出发したものになり、生活や職場をこえた、体制全体を問いかけて街頭に出る形の市民運動が問題になってきている。

ここで久野と小田の意見を整理した表（表1）を示しておく。

このような市民運動の変化の傾向、収斂する傾向を高畠は次の図のように表現している³⁵⁾。

図1 市民運動空間



ところで、60年代から次第に勢いを増し、70年代に入って、新しい型の市民運動として姿を定着させるようになった住民運動は、ベ平連型の市民

運動とは全く独立に自主的に各地で発展したものであった。これらの運動がいっせいにおこってきた理由について篠原一は次のような説明をして整理している³⁶⁾。

70年代に各地で爆発しかかっていた市民運動は、①生産第一主義の経済政策のひずみに対する反抗のエネルギーの爆発（都市問題・産業公害・消費者問題の3側面において顕著）②企業優先の論理・資本主義的な「合理主義」ないし功利主義による人間性の無視に対する告発（医療・教育）③企業による自然や歴史の破壊から自然や歴史を守ろうとする運動である。すなわち、すべて、高度経済成長政策と、その結果としての生活価値と人間性の無視に帰因するものである。

そして、以上のような市民の要求を既成の政党が十分吸収できず、議会制民主主義がうまく処理できないために、市民運動という形態がとられたのである。

そして、このような議会制民主主義のいきずまりと大衆の反応を篠原は、（マクファーソンに依拠しながら、）従来の議会制民主主義が市場理論に基づいていたことから説明しようと試みる。この市場理論的デモクラシー（均衡デモクラシー）には、三つの要素がある。①多元社会の原則；②エリート間の競争の重視；エリートに大衆が委任してデモクラシーが運営されるという前提；③政治における需要と供給の一致の前提がそれである。そこでは（政治上の）自由なマーケットの維

持が至上価値であって、大衆の無関心は適量であればかえって市場メカニズムの作動に順機能をもつものとして評価されたり、大衆の活動はエリート交替以外には何の影響も持たないものとして解釈されていくのである。

これに対して、デモクラシーの理論の伝統の中には、もう一つの要素がある。それが、発達理論、すなわち人間が主体性をもった個体としてその能力が育成されなければならないとする、この要素がデモクラシーに不可欠だとする理論である。70年代の参加民主主義の理論（主張）はこの伝統を継承したものだと篠原は整理している³⁷⁾。それゆえ、市民運動はその参加者がその能力を十全にのばしていく運動であるために、市民運動の多くが、エゴイズムを主たる動機として起きているといえよう。エゴイズムをすすめることによって、一市民として生きる権利を守ることを自覚し、政府のカラクリをしり、政治権力に対抗する形をとっていくのである³⁸⁾。

さらに80年代初めまでの市民運動の動向をレビューして、高畠通敏は、市民運動の中に、共に運動することのよろこびがあることを重視している。

それはスポーツ気分に似た生の感覚だという³⁹⁾。彼は、市民運動は〈共同体〉が崩壊してのち失われていたコミュニティー的な人間関係を復活させ、参加者はその中で自分のアイデンティティを求める（そして自己表現欲を満す）よろこびを参加者が得ていったところに特色があり、その限りでは近代合理主義の社会構造に対する文化革命的側面をもつものであることを指摘している⁴⁰⁾。

そして市民運動は、ペ平連期には通過集団的なものであったものから地縁共同体に根ざしたものに変わり、70年代初頭より①生活の実感の問い合わせを通じて、生活を、マイホーム的福祉・モーレツ社員的職場・物見遊山的レジャーへと分断していった日本の社会政治の構造への批判を生み出し、②弱者の連帯から、日本の中の「南北問題」を作り出した原因である、中央集権的近代化や出世民主主義を問題にし、③コスモポリタン的連帯感覚をつくるという機能を果たしつつあるという⁴¹⁾。それは参加者一人一人がこれまでに当然のことと信じさせられていたものに対するラディカルな問

いかけである。ここに市民は、「人間」として自分の頭で考え、自分の行動を自分で決定することが可能になるのである。

したがって、最近の市民運動は、70年代より、エゴイズムとか非理性的とかレッテルをはられるのに不惑になりつつあり、個人の主張をいい加減に妥協し、政党や官僚の統合に委せることを排して、生活の実感的主張をそのものとして持続する方式が当然のこととされるようになっている傾向にあるのである⁴²⁾。

V 市民としての要件 一その3；市民自治の構想—

前節の市民運動の特徴が、個別的問題に対症療法的に対応していく「運動」であるため、その市民運動を理論的に反省し、自覚しようとしている論者の方も、政治体系全体にかかわる構想を示し、その構想に対応した〈市民〉の理念型を描き出し、市民としての規範を示そうとする思考様式をとっていた。本節では、市民運動の台頭を国家観や憲法理論の転換に結びつけ、政治システムのあるべき姿を描き出している、松下圭一、および、その松下の理論に太筋で賛意を示しながらも独自に国家がもつ権力の正統性の〈にない手〉となる市民の追求をしている足立忠夫の研究から市民としての要件をまとめてみたい。

松下は、「市民とは、自由・平等という共和感覚をもった自發的人間型、したがって市民自治を可能とするような政治への主体的参加という徳性をそなえた人間型」⁴³⁾であるとする。この規範概念は、「臣民」的あるいはその裏返しの「前衛信仰」的人間型に対立するものである⁴⁴⁾。

松下は、このような市民的人間型は、「歴史的には特殊西洋的な身分エースとして形成されたが」、「かつての歴史的実体性から切断されて、政治理念としての普遍的エースを意味するもの、民主主義の前提をなす個人の政治的資質を意味する人間型として理解すべきだ」⁴⁵⁾としている。ただし、現代における市民はブルジョアジーだけでなく、「工業化の深化につれて量的に拡大するプロレタリア化した人口層、すなわち労働者階層ついでその上層をなす新中間層が中核になる」⁴⁶⁾とされる。工業化の深化が教養と余暇の増大という

条件をつくりだし、これが日本国憲法のこの階層への浸透にともなって、「(1)教養と余暇の増大による社会性の拡大と(2)自由・平等という生活感情の醸成」⁴⁷⁾という市民感覚・市民的徳性の大量的成熟が可能となると説明される。

市民がプロレタリア化した人口層を階層的基盤とするがゆえに、その経済的自立性を守るために(1)基本所得の保障と(2)（現代における政治ついで科学を貫徹する市民の実践理性—市民理性すなわち、現代の工業社会における生活規範であり、同時に政策公準である、）⁴⁸⁾シビル・ミニマムの保障が問題となる。

また、その政治的自立性は次のような現代的条件の下で危機にさらされている。それは、工業化の進展に伴う、政治テクノロジーの飛躍的発達、それも集権的形態における発達である。すなわち、軍隊・警察などの権力装置の物理的破壊力・機動力の増大に加えて、官僚機構とマスコミによる大衆操作技術、管理の技術の飛躍的な発達である⁴⁹⁾。

このような条件の下にあるがゆえに、市民的自由を守るために、「分節政治システム」を制度的に確立していく必要があるというのである。この分節政治システムは、市民の果たすべき役割を単に抵抗と異議申立てにとどめず、市民に「自主管理」の役割を担わせるところまでおしすすめようというものである。これは、市民は単にサービスを行政から受けるだけでなく、政策決定の過程にまでかかわっていき、専門家および地方自治体との協力の下で、計画性・公共性を備えた政策の形成を担っていくことを前提としている。すなわち、国家が全能であり、官僚はすべてにおいてすぐれた判断力をもつという国家イメージの転換を前提としている。国・公共団体など、「優越性」と「公共性」をもつ行政主体とそれに「服すべき人民」あるいはこの行政主体の「私人」にたいする「命令・支配」、「一方的規制」という考え方を180度転換することを前提とするものである⁵⁰⁾。

この考え方の転換によって、国家法人論のように、市民（国民）を、政治機構と同様に、国家内部の「要素」、「機関」としてとらえることが不可能になる。市民は、政治機構に対して自立した主権者であって、政府は主権的国民の受託者にすぎないととらえられる。このような機構信託論をと

るならば、自治体も国と同じレベルで、国民により信託された機構ということになる。まさに、市民こそが国・自治体と分節した政治機構の信託者であり、主人なのである。

このような市民自治を可能にするためには政策決定過程への市民の参加を可能にする制度の整備が必要になる。そして、この制度と結びつくのは、国の下請機構としてではなく、市民の自治機構としての〈自治体の発見〉であり、権力分散のシキミを制度化した〈分節政治システム〉である。

〈分節政治システム〉は、

- (1) 個人の言論・集会・結社の自由、それにともなう市民運動、ついで選挙権（参政権）
- (2) 圧力団体、文化組織、マスコミの多様性、それに企業間のルールの確保（社会分権）
- (3) 政策の相互批判、政府交代（複数政党制）
- (4) 自治体の自治権の拡大、自治体では国会、内閣、裁判所の権力分立、ついで法の支配（機構分権）
- (5) 個人のたえざる政府批判、したがって、ここでもまた市民運動（革命権）

の5条件を満すことによって構成される⁵¹⁾。

さて、ここで、このような市民自治・分節民主主義の担い手である市民はどういうものであるかの問題に帰ってみよう。

市民の自治能力すなわち市民の徳性として松下は、次のものを上げている⁵²⁾。

第1に、自由・平等、そして寛容という共和感覚の形成。第2に、討論、調整、決断という市民的政治訓練の熟達。第3に、現実条件への洞察にもとづく政策の構想—すなわち、「山の上や田の中に一軒家をたてて、その後に自治体に水道設備を要求したりする……田吾作エゴイズム」⁵³⁾ではなく、むしろ都市計画の完全実現を要求するような計画性と公共性を自覚的に構想していくこと—。

これらは、学校や読書ではなく、政治に参加することによって身につくものである。それゆえ、参加のチャンス、そして政治情報が提供されることがその習得の重要な条件となる。

更に、こうした自治市民が、エゴとエゴのぶつきりあいの中で、鳴海正泰がいうような、「新しい政治的人間としての自己規律、新しい生活価値

観、新しい社会のモラルを、自分の主体の中にどう形成していくか⁵⁴⁾という問題が残されている。これに関連して、松下は、「地頭」に抵抗する人間は「泣く子」であることから脱却している必要があり、コミュニティが、情操教育とか公徳心とかを教育していくような、**市民的躰を行いうるような生活様式を創造**することが必要であると説いている⁵⁵⁾。

足立忠夫の市民論は、公共性の問題を国家ではなく市民理性に基づいて構築しようとする姿勢において、また、市民が政策形成者として成熟することを期待する点において、かつまた地域分権主義(分節的民主主義)をとる点においても、松下と共にしている。

しかしながら、彼は、理念的市民を描き出すことから議論を開始することを慎重に避けようとする。

足立のこの基本姿勢は以下のような陳述の中に表現されている。

「日本の“革新的”あるいは“進歩的”と自称していられる学者先生や公務員の方々(中略)は、たえず市民本位の行政ということばを語られるが、それは口先だけのことであって、ホンネから発したものではない」。なぜならば、次のような疑問があるからだ。(1)これらインテリが「市民の総意によって決定しなければならないとか、(中略)極端な場合、市民のうちに一人でも反対があれば橋をつくるないと主張するが、」これは可能とは思えない。(2)市民の総意によって決めるということを強調する人々は、つねにある特定の人間を、たとえば独占資本や大企業の経営者や高級官僚を攻撃するが、これらの人々は市民に含まれないのか。「大阪の大商社の社長は諸悪の根源のような悪党の代表者だといわれながら、かれが芦屋の宏莊な自宅に帰り、近隣の高層マンション建設反対運動の首謀者になると、かれは市民運動のリーダーとなり、善人のかたまりのような存在となることをどうしてあっさりと承認するのか。(中略)この点についての明確な答えを準備しないで、市民の総意による決定を口にし、しかも、企業や官僚を非難攻撃してやまない人びとは」その矛盾に気がつかないのであろうか。(3)「すべての市民を包含するような感じをあたえる市民の総意ということばを用いず、市民そのものを徹底的に究明し、

そして市民のなかから、排除すべき市民を、あるいは、すくなくとも遠慮していただくか、あとまわしになっていた市民を選別するという作業が必要であるはずなのに、どうしてそれをやりにならないのか」⁵⁶⁾。

足立の市民(性)論は、徹底して、インテリのタエマエ論ではなく、「あくまでもこんにちにおけるわれわれ市民の現実を注視する」⁵⁷⁾ことから(ホンネから)はじめられ、そこに理念的市民へと成長発展する可能性を展望しようとするものである。(足立においてこれは、平均的市民という鍵概念を中心に展開される。) そして、それは、各地域の気風の差を踏えた、〈民主的かつ土着的的(=郷土的=地域的)〉な展開をしようとするものである。(それゆえ、市民の無意識のレベルの願望や共感・反感までが問題にされる。)

それゆえ、足立の議論の展開は現実に即した、したがって変幻きわまりない複雑多岐で、〈一筋縄ではいかぬ〉ディレンマ的な現実を反映して、「とき、ところ、ケース」を想定した上での、細部にまでいきとどいたものとなっている。しかし、ここでは本稿の目的との関連で一その市民(性)論の紹介としては極めて不十分であるが一、最終的に足立が将来に求める(A)政治的に成熟した市民の姿と(B)その市民的ディシプリン(精神的習慣や特性)として彼が示すもののみを要約しておく。

(A)彼は、政治的に成熟した市民を〈公共市民〉あるいは〈ディレンマ挑戦市民〉とよぶ。

〈公共市民〉とは、「〈下々〉人民ではなく、公共問題を自分で考える市民にまで成長した市民」⁵⁸⁾を意味している。また、〈ディレンマ挑戦市民〉というのは、現代社会を、「それを特色づける多くの基調のなかにも(第1の局面)、それがわれわれに解決を迫る多くの問題のなかにも(第2の局面)、そして、それらを解決する多くの理論のなかにも(第3の局面)、容易に調和しがたいディレンマ的対立が厳存する社会である」⁵⁹⁾と特色づける、足立特有の用語法である。彼は、〈わけしり〉になり、現状を肯定し、変革を試みなくなることを政治的成熟とみる従来の見解を否定する⁶⁰⁾。それと同時に、他方で、自己の生活の現実をきびしく凝視することなく、口さきだけの〈タエマエ〉を叫んでいることもディレンマ社会における公共

問題の解決には結びつかないと考える。すなわち、「一方では、われわれの追求すべき理念をできるだけ具体的に明確にする努力をし、さらに他方では、そこで理念を具体化しようとするわれわれの社会の現実を分析し、しかも、そのなかにある市民的自己の現実を徹底的に凝視（分析）し、そのうえで、理念と現実のあいだにきびしいディレンマ的対立があることを承認しつつ、あるいはディレンマ的対立に主体的に対決しつつ、その克服や架橋に挑戦していくような〈ディレンマ挑戦市民〉でしか今日のディレンマ的な公共問題に対処し得ない⁶¹⁾としているのである。

(B) 市民的ディシプリンとしては次のようなものが上げられている⁶²⁾。

- (1) 「自分自身の内心を凝視し、そこにある複数の主張を自己省察において分析し、それぞれを内心において相互討論させていくことによって内部的相剋を克服する」能力（**内部的討論・内省的討論の原理**）
- (2) 討論の原理を支える、(a)討論の当事者は、互いに意見が対立するという点と、対立にもかかわらず友情を損なわないという点で完全に同意すべきこと（**対立同意の原則**）とそれを支える精神的習慣としての**寛容**、(b)**多數決の原則**とそれを支える広い度量、(c)**妥協の原則**とそれを支える**中庸**
- (3) 更に、(2)のような精神的習慣が成立するための根本条件である人間の**感受性**ないしは**共感能力**
- (4) 責任の原理——(a)どの程度の範囲の任務をどういう条件で委任するか（ここで発生するのが任務的責任 duty または obligation）また、どういう方法が被委任者（受任者）としての政府にその任務を忠実に遂行させ市民の信託と要求に充分に応答させることになるか（**応答的責任 responsibility**）、さらに、市民の側で受任者がその範囲と条件を逸脱し、市民の信託と要求に充分に応答していないと考えるときには、受任者にどういう弁明の機会を与えるか（**弁明的責任 accountability**）、そして、その弁明が市民の納得のいくようなものでないときには、どのような手段で制裁するか（**制裁的責任 liability**）といった主と

して手続的側面を、可能なかぎり市民的討論によって明確にしておくということ（**責任の手続的原理**）と(b)地域の市民の要求にするミニマムのなかに、私的な領域において実現できるものがあれば、それをそれぞれの領域にふりわけ、そういう私的領域において実現できないものだけを公的 requirement として提起し、しかも、その場合でも、可能なかぎり自主的な公的領域⁶³⁾で実現しようし、最後に、政府に信託・委任するのでなければ実現できない〈必要最小限度〉のみを政府問題ないしは政府サービスとすること（**責任の内容的原理**）

VI おわりに

以上に概観してきたそれぞれの「市民」論で述べられていた①あるべき政治体系 ②理念型としての「市民」像ないしは市民の定義 ③「市民」としての要件あるいは精神的特性を要約的に整理してみた表（表2）を次に上げておく。（あえて、各タイプの市民論において、力点を置いて論じている理念的市民を特徴づけると、第一タイプ—「自立型市民」：第二タイプ—「生活者市民」：第三のタイプ—「政策形成者市民」と単純化できよう。）

われわれはこれら3つのタイプの市民論の関係を次のように理解できるのではないだろうか。

第一のタイプの市民論は、民衆が、私的消費生活や私的内面生活にとじこもり、政治を少数の専門家の手に委ねることを否定する。人間は政治にかかわるべきである。しかしながら他方で、大衆が、政治権力が演出し、提供する政治的イベントにいかれ、熱狂することも警戒し、内面的衝動や情念につき動かされて、大衆が政治にかかわることを、すなわち「生の意味」を与えるものとして政治を追い求めることを警戒しなければならない。これがその市民論の根底にある問題意識である。

したがって、公的領域における活動主体（=市民）は、共同体から臍の緒をたち切り、内面的規範に導かれ、主体的責任意識に裏づけられた、決断する個人でなければならない。そして、大衆社会状況において、「組織」のイデオロギーへの同化の圧力からその内面的世界を守るには、異常なものを異常と見つづけるには、組織の内側と外側の境界に身を置いて、内側と外側からの非難に耐

えつつ内側を通じて内側をこえようとする、きびしい試練に耐え抜いていかねばならない⁶⁴⁾。

第二のタイプの議論は、「私」的欲求(生活)にこだわることがなぜ悪いという居直りから出発して、あくまでも「私」にこだわり続けた。第一のタイプが、理性的に、自發的結社を形成し、理路整然とした要求を政治権力につきつけていくという市民運動をイメージしていたのに対して、第二のタイプは、情念によって結びついた共同体(「公」「私」未分化の状態)の形成あるいは再確認を通じて(共同体こそ「官」への抵抗の母体たりうる。

情念にもとづく結びつきがなぜ悪いという論理がある。), 言葉で十分に表現するより、ともかく街頭に出ていく運動をイメージしていた。

そこでは、「西欧近代型の内的自己、役割的自己でなく、アジア型ないし日本型の共同的自己」⁶⁵⁾(栗原彬)が問題になっていた。それらの日本型の交信と連帯から、管理社会を突破していく道を見出そうとしていたのである。運動の参加者にとっては、その参加を通じて自己の生命感を確認し、自己のアイデンティティを形成することが最重要の関心事なのであった。

表2 市民論の整理

	あるべき政治体系	理念型としての「市民」像 ないしは市民の定義	「市民」の精神的特性
蠍山	議会制民主主義	民主主義的人間 責任心ある個人	1. 自然法的な民主主義の第一原理の理解 2. 議会制民主主義に関する諸原理と諸制度の理解と 3. 自主的な責任ある考える能力、判断力
勝田	自由主義的議会制民主主義	国政への参加の資格 (公民権)をもった国民	1. 愛国心・国防の義務を果たそうとする心構え 2. 個人としての尊厳の意識
大塚・丸山	(近代西欧式民主主義)	自立した個人	1. 自己の内面的価値の自覚 2. ウチの倫理とソトの倫理の区別・使い分のない一貫性 3. 自発的決断 4. 責任意識 5. 隣人の人格尊重 6. 連帯意識・結社形成志向
久野	草の根民主主義	職業人 生活者 権利・抵抗の主体	1. 「私」的生活から政治を考える 2. 組織におぼれない自主性 3. 抵抗運動への自発的参加
小田	非管理社会	自立した個人 タダの(全人格人)	1. 「私」の都合に徹すること 2. 組織に対する「人間の都合」からの抵抗 3. 参加を通じてのアイデンティティの確認 4. 政治への根源的問いかけ
高畠	土着的草の根民主主義 非管理社会	民衆 地域共同体生活住民	1. 地域共同体の生活者の感覚に根ざしていること 2. 自己管理、共同の意志形成の能力(あるいは志向) 3. 自の属するセクト(組織、共同体)に閉じこもらない、開かれた心
松下	市民自治 分節民主主義	政府の信託者 組織形成・政策提起の能 力をもつような人間型	1. 自由・平等・寛容という共和感覚の形成 2. 討論、調整、決断という市民的政治訓練の熟達 3. 現実条件への洞察にもとづく政策の構想 4. コミュニティに根ざした日常生活感覚からの発想
足立	市民理性に基づきお く地域主義的分権	公共市民(政策形成者) ディレンマ挑戦市民	1. 内省的討論(自己凝視による自己分析)の能力 2. 寛容・度量・中庸の精神的態度 3. 共感能力 4. 行政の責任の範囲と条件を明確にする能力 (あるいはしようとする能力) 5. 無制限に行政に依頼しない態度

すなわち、第一のタイプと第二のタイプの市民論は、

- (I) 内的自己 VS. 共同的自己 ((I') 理性 VS. 情念) と、
- (II) (政策への反映という面での) 実効性追求型 VS. アイデンティティ (生活の実感) 追求型

という 2 つの基準によって対比させることができるように思われる。

第三のタイプの市民論は、特に足立の場合明言されているように、理性も情念もタイプで、(I) の基準についていえば、やや内的自己に傾くとしても、両方にまたがるものであるといえる。(II) の基準については、おそらく、政策形成過程への参加を重視するという点で、実効性追求型といえよう。

第三のタイプの市民論は、第二のタイプのそれと、公共性について、官僚エリート・テクノクラート・専門家こそが最もよく知っているとする解釈の誤りを徹底して退ける点においては共通している。官僚エリートや専門家により独善的に公共性をこれこれであるとする立場を、「官」の立場と表現すれば、第三のタイプの市民論は「官」の立場からする公共性を拒絶するだけでなく、市民自らの手による公共性の領域をつくり上げることに力点を置いて議論が展開されるのである。

これはまさしく、国家と「私」的領域とを対立させると同時に、両者の間に国家とは峻別された「公」的領域の楔を打ちこんでいった西欧の近代化の過程を、現代日本の現実の中で、日本社会(各地域)に合った形でたどっていこうという提案である⁶⁶⁾。

公共性の領域は、①個別具体的な生活に関する個々の問題をめぐって、②政策形成過程への市民の参加を通じて(この過程で専門家と素人との対話・協力が必要になる)実現されることが構想されている。そしてそのような政策形成市民には、③住民エゴを超えた自己規律が要請される。それは松下においては計画性・公共性の構想力として表現され、足立においては、現実の、そして自己

自身の凝視力として表現されるものであろう。

これに対する第二のタイプの市民論は、①個別具体主義を徹底して、民主主義の原理などといった指導者から出されるタエマエ、スローガンを疑い、これを退けようとした。この点では第三のタイプと共にしているといえよう。しかし、第二のタイプは個別の運動が容易に分節民主主義的に自治体につながるとは考えない。②政策形成への参加について高畠通敏は次のように述べている。

一方で、政治統合の中心としての機構権力を厳存させ、他方ではそれへの善良な批判者、政策形成協力者として市民の役割を考える、このとらえ方には異和感を感じる。日本においては、運動が参加の運動としてよりも、イヤなものはイヤだという抵抗の運動、拒否の運動として現われてくる。弁舌を武器として他者の心を動かすという政治カルチュアは、知識人予備軍としての中間層のほんのせまい部分にしか成立していないからである。そこでは、抵抗者は決定作成者に、民衆は官僚エリートに、身体はことばに、情念は計画し計算する理性に、永久に対置されたまま補完的役割に押しとどめられる。これは、参加を権力の積極的補完とすることと、相以しているが、位相を異にした形態である。むしろ、日本においては、全く権力的地位とは関係のないところの、日本の民衆の常民的共同性をつくりあげる力、共有できる政治力のイメージを造型してゆく方が重要である⁶⁷⁾。

③住民エゴについても、「科学的計画」とか「全体的配慮」の名目の下に行政官僚がおしつけてくる「公共性」に対して徹底した批判で「住民エゴ」の非難をおしのけようとする。何が公共性なのかは、近代合理主義的な計算によって出てくるのではなく、「私権を主張する人の集まりの連帯を媒介として『私』を転生させていく」⁶⁸⁾ことによって発見されるのだとする。「日常肌身を接している人々がお互いの中に生みだす〈常民〉的なルールと良識の世界であり、その温かさ」⁶⁹⁾によって市民は、律されるべきなのだと高畠は主張している。

以上の諸点での各タイプの比較表を最後に付け加える⁷⁰⁾。

表3

	(I)	(II)	(III)	(IV)	(V)	(VI)
第一のタイプ [†]	内的自己	理性	実効性追求	(責任ある批判・要求)	(普遍(原理)志向)	(内面的規範)
第二のタイプ [†]	共同的自己	情念	アイデンティティ (生活の実感)追求	抵抗	徹底した個別志向	常民的ルール
第三のタイプ [†]	内的自己& 共同的自己	理性 &情念	実効性追求	政策形成	個別志向	計画性 凝視力

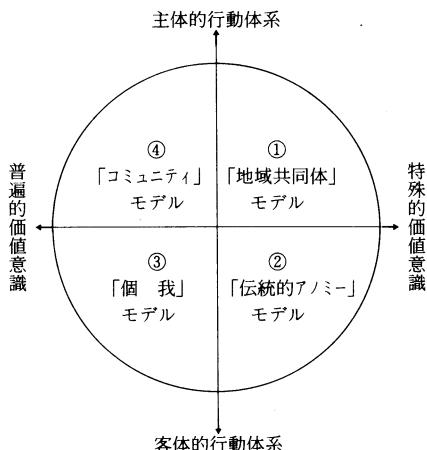
<注>

- 1) Judith Torney, A.N.Oppenheim and Russel Farnen, *Civic Education in Ten Countries: International Studies in Evaluation VI* (John Wiley & Sons, 1975).
- 2) 欧米の政治思想家の諸説については、大谷恵教の、「公民道の伝統研究への序」(『拓殖大学論集』, 昭和34年, 第22号), 「民主政治の精神的条件と“公共の哲学”」(『早稲田社会科学研究』, 昭和51年, 第15号)において既に整理されている。また河村望らによる「市民社会論」も本稿で扱っていない市民の国家との関係の側面を追求している。
- なお、拙稿、「政治教育に関する政治学的研究」(関西学院大学法政学会, 『法と政治』, 昭和55年, 第31巻, 第3・4号)の61頁には、バーナード・クリックが作成した市民性の要件(政治的教養とクリックは呼んだ)に関する図を上げている。これも特に本稿で取り上げた足立の示す市民的ディシプリンと比較して参照されたい。
- 3) 高島義哉, 『社会科学の再建——人間と社会を見直す目』(新評論, 1981年), p.80.
- 4) 同前, 70頁.
- 5) 勝田吉太郎, 『民主主義の幻想』(日本経済新聞社, 1980年), p.125.
- なお、「市民」のこのような用語法の変化は、歴史的理由によると同時に二つの異なる側面を「市民」がもつからだとする、篠原一の以下のような分析は注目に値する。
- 篠原は、市民の意味の中には、政治からの自由=消極的自由を表現する civil の側面と政治への自由=積極的自由を表現する civic の側面があって、両者が共存することによって市民ないし市民精神が形成されるとして、それぞれの側面の歴史的発展を、次のように説明する。civic ; コミュニティに対する共同責任を負った連帶的行為→国民国家への参加・動員→参加市民主義. civil ; レッセフェール→福祉国家への依存→政治の拡大と私生活への介入に対する抵抗。(篠原一, 『ポスト産業社会の政治』(東京大学出版会, 1982年), pp.211-213.)
- 6) Charles Merriam の研究が、「善良なる市民」の要件を整理した代表的なものであろう。最近では, Robert Lane や Herbert McClosky がこの作業を試みている。
- 7) 蟻山政道, 『政治と教育—蟻山政道評論著作集IV』(中央公論社, 1962年), p.148.
- 8) 勝田, 前掲書, pp.129-130.
- なお同様の考察は、田中美知太郎, 『市民と国家』(サンケイ出版, 1983年)にもみられる。
- 9) 勝田, 前掲書, p.168.
- 10) 大塚久雄, 『近代の人間の基礎—大塚久雄著作集第八卷』(岩波書店, 1969年), p.169.
- 11) 同前, p.171.
- 12) 同前, p.174.
- 13) 同前, p.175.
- 14) 同前, p.475.
- 15) 丸山真男, 『現代政治の思想と行動』(増補版, みすず書房, 1964年), p.13.
- 16) 同前, p.16.
- 17) 同前, p.18.
- 18) 同前, p.20.
- 19) 同前, p.24.
- 20) 丸山真男, 『日本政治思想研究』(東京大学出版会, 1952年), 第2章および『日本の思想』(岩波書店, 1961年), IV章参照。
- また、「歴史意識の『古層』」(『歴史思想論集』(日本の思想第6巻), 筑摩書店, 1972年所収)では、「なる」と「うむ」を基本範疇とした日本人の意識は、古事記の時代から今日まで、われわれの歴史意識に作用してきたと同時に、そこから派生する行動様式が、大衆社会のそれに対応し、「日本を世界の最先進国に位置づける要因になっている」ことを指摘している。
- 21) 丸山真男, 『戦中と戦後の間』(みすず書房, 1976年), p.145.
- 22) 丸山真男, 「個人析出のさまざまなパターン—近代日本をケースとして—」, M. B. ジャンセン編, 『日本における近代化の問題』(岩波書店, 1968年)所収。
- 23) 常民論を整理した作業として鶴見和子の「社会変動のパラダイム—柳田国男の仕事を軸として」(鶴見・市井編, 『思想の冒険—社会と変化の新しいパラダイム』, 筑摩書店, 1974年)がある。

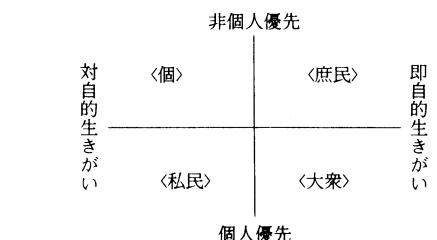
- 24) 加藤秀俊,『中間文化論』(平凡社, 昭和32年).
- 25) 内山秀夫,『政治における理想と現実』(三一書房, 1980年), p.172.
- 26) 久野収,「政治的市民の成立」(久野,『政治的市民の複権』(潮出版社, 1975年) 所収) 参照。
- 27) 久野収,「市民の複権」(同前書所収). 70年代に入って久野は, 職業市民と消費市民という2本足に代わる生活(の合理性) 市民に市民原理の基盤を求め, イエを拠点とすべきだとするようになる。また, 管理社会に関する認識が深まつてくる。
- 28) このような市民主義の位置づけは, 高畠通敏,「日本市民運動の思想」(高畠,『自由とポリティクー社会科学の転回』(筑摩書店, 1976年) 所収) で明確にされている。
- 29) 日高六郎,「現代都市と市民」,『現代都市政策Ⅱ—市民参加』(岩波書店, 1973年) 所収, p.39.
- 30) このような変化をとらえる見解は, 玉城素,「安保以後“市民主義”的展望」(『思想の科学』, 63巻, 1976年) および, 高畠通敏,「市民運動の倫理と論理」(前掲書所収) 参照。
- 31) 小田実,『世直しの倫理と論理』上・下(岩波書店, 1972年) 参照。
- 32) 同前, p.230.
- 33) 同前, p.233.
- なお, 小田は, 市民を「(1)自分のことは自分で決める。(2)「身にしみる」ことに(3)「身銭をきる」原理を身につけている人たち」と定義している。小田,『自立する市民』(朝日新聞社, 1974年).
- 34) 高畠, 前掲書, p.125.
- 35) 同前, p.70.
- 36) 篠原一,「市民運動のデッサン」,『市民』, 2号, 1971年, pp.17-19.
- 37) 宮崎義一・篠原一・平田清明,『転換期の思想』(新地書房, 1978年), pp.39-42. 篠原一,『市民参加』(岩波書店, 1977年) I章3節.
- 38) 篠原,「市民運動のデッサン」, pp.19-23. 篠原は, 市民運動が対症療法的な形態をとりがちであることも指摘している。
- この点に対するマルクス主義の側からの批判は次のようなものである。(1)社会発展物質的基礎とその運動法則をとらえる基礎理論に欠けるため, 社会生活の歴史的な物質的条件から切り離された思想や原理の展開のみに終わっており, (2)日本における民主主義が戦闘的な反帝反独民主主義でなければならないとの理解を欠くため, ブルジョワ的な無党派性に陥り, 階級闘争を鈍化させる。(上田耕一郎,「プラグマチズムの変質の限界—『思想の科学』の示すもの」,『マルクス主義と現代イデオロギー』, 上, 大月書店, 1963年, pp.186-196 を特に参照.)
- 39) 高畠, 前掲書, pp.16-19.
- 40) 高畠通敏,『討論・戦後日本の政的思想』, 三一書房, 1977年, pp.254-255.
- 41) 同前, pp.249-250.
- 42) 同前, p.249.
- 43) 松下圭一,『市民自治の憲法理論』(岩波書店, 1975年), p. X .
- 44) 同前, p. X ii .
- 45) 松下圭一,『現代政治の条件』(中央公論社, 1959年), p.213.
- 46) 同前, p.216.
- 47) 同前, p.215.
- 48) 松下圭一,『シビル・ミニマムの思想』(東京大学出版社, 1971年) p.279.
- 49) 松下,『現代政治の条件』, p.219.
- 50) 松下圭一,『市民自治の政策構想』(朝日新聞社, 1980年), p.107.
- 51) 松下圭一,『新政治考』(朝日新聞社, 1977年), p.113.
- 52) 同前, p.150.
- 53) 松下,『シビル・ミニマムの思想』, p.191.
- 54) 鳴海正泰,『日本の市民運動』『商経論叢』, 8巻3・4号(1973年), p.166.
- 55) 松下圭一,『市民参加とその歴史的可能性』,『市民参加』(松下圭一編, 東洋経済新報社, 1971年), pp.242-243.
- 56) 足立忠夫,『地城市民自治の公共学—学際的かつ市民的規律としての地域主義—』(公務職員研修協会, 1981年), pp.27-29.
- 57) 足立忠夫,『行政と平均的市民—土地収用と市民—』(日本評論社, 1975年), p.262. 足立は, 理念的市民へと成長発展する現実的要素を, 顕在的にせよ潜在的にせよ, かなり広範囲の普通一般の市民のなかに発見できると考え, それを“平均的市民”とよんでいる。客観的な事実認識から確定される平均的市民は, 侵害行政と規制行制に対する公準としての規範的な機能を果すものだという議論の展開をしている。松下のシビル・ミニマムとの相違については, とくに274-287頁に詳述されている。松下と足立の市民論の相違点についての考察は稿を改めて論じる必要があろう。
- 58) 足立,『地城市民自治の公共学』, p.51.
- 59) 足立忠夫,『現代の公共問題と市民—平均的市民の政治的成熟』(ぎょうせい, 1978年) p.315.
- 60) 同前, p.392.
- 61) 同前, pp.391-392.

- 62) 足立,『地域市民自治の公共学』p.321-324。なお、(2)の表現はアーネスト・バーカー(足立訳,『現代政治の考察』,勁草書房,1968年)に従つたものである。
- 63) 足立は、日本の市民においては、私的生活と公的生活の分裂し矛盾した状況、それぞれの生活領域における〈自己〉の使い分けに注目し、市民生活の領域を次の6つのカテゴリーに分類する。①純粋の私的な個人生活の領域、②私的な家の生活領域、③私的な集団ないしは組織(あるいは職場)生活の領域、④私的な社会生活の領域(法令あるいは公秩良俗に違反しないかぎり、当事者の私的な自由に任せられている領域)、⑤公的な社会生活の領域(政治権力の介入しない、市民の自主規制にまかす領域)、⑥公的な政治政治の領域(政府サービスが問題になる領域)。足立、『現代の公共問題と市民』,pp.73-92。
- 64) 丸山真男、「現代における人間と政治」、丸山編『人間と政治』(有斐閣、昭和36年)所収。
- 65) 栗原彬、「やさしさのゆくえ=現代青年論」、筑摩書店、1981, p.186。
- 66) 安永寿延、「日本における「公」と「私」」日本経済新聞社、昭和51年, p.78-79 参照。この「公」の領域が市民の具体的な日常生活に根ざしたものであるとの指摘は次のものに詳しい。増田四郎、『都市』、筑摩書房、昭和43年。
- 67) 高畠、『自由とポリティック』, pp.12-16.
- 68) 高畠、討論・戦後日本の政治思想』, p.292.
- 69) 高畠、『自由とポリティック』p.81.
- 70) 本稿の作業は理想的市民の類型化を行うという方向をとらなかった。あくまでも「市民論」の分類的整理にとどめた。しかし、(I)の基準は、奥田道太による住民の価値のタイプロジーと、また、(II)の基準は田中義久による社会意識主体の類型と、さらに(VI)の基準は篠原一の地域社会の特徴的分布と、それぞれ関わりがあるようと思われる。これらについては改めて詳述する必要があると思うが、ここでは、これらのモデルを参考までに示すにとどめる。

地域社会の分析枠組(奥田道大)

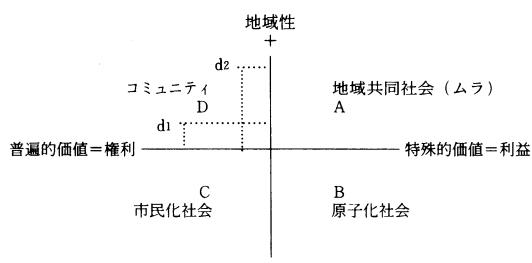


現在日本の〈主体〉類型(田中義久)



「社会意識研究の現実的課題」(社会学構座12, 東京大学出版会, 1976年)

地域社会の分布(篠原一)



「現代政治と都市」

(『都市政策の基礎』現代都市政策Ⅰ, 岩波書店, 1972年)